第三十八条の十一を削り、第三十八条の十二を第三十八条の十一とし、第三十八条の十三を第三十八条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（三酸化二アンチモン等に係る措置）

第三十八条の十三　事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一　当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除すること。

二　当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等について、付着した三酸化二アンチモン等を除去した後でなければ作業場外に持ち出さないこと。ただし、三酸化二アンチモン等の粉じんが発散しないように当該器具、工具、呼吸用保護具等を容器等に梱包したときは、この限りでない。

2　事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五条の規定にかかわらず、三酸化二アンチモン等のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

一　粉状の三酸化二アンチモン等を湿潤な状態にして取り扱わせるとき。

二　次のいずれかに該当する作業に労働者を従事させる場合において、次項に定める措置を講じたとき。

イ　製造炉等に付着した三酸化二アンチモン等のかき落としの作業

ロ　製造炉等からの三酸化二アンチモン等の湯出しの作業

3　事業者が講ずる前項第二号の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　次に定めるところにより、全体換気装置を設け、これを有効に稼働させること。

イ　当該全体換気装置には、第九条第一項の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けること。

ロ　イの除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けること。

ハ　イ及びロの除じん装置を有効に稼働させること。

二　労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。

三　前項第二号イ及びロに掲げる作業を行う場所に当該作業に従事する労働者以外の者（前号に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

4　労働者は、事業者から前項第二号の保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。

別表第一中第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、三酸化二アンチモンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第三中五十二の項を五十三の項とし、二十五の項から五十一の項までを一項ずつ繰り下げ、二十四の項の次に次のように加える。

二十五	三酸化二アンチモン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三　三酸化二アンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 四　せき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 五　医師が必要と認める場合は、尿中のアンチモンの量の測定又は心電図検査（尿中のアンチモンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第四中四十九の項を五十の項とし、二十六の項から四十八の項までを一項ずつ繰り下げ、二十五の項の次に次のように加える。

二十六	三酸化二アンチモン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

別表第五中第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、三酸化二アンチモンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

様式第三号（裏面）を次のように改める。